

平成28年第1回上富田町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成28年3月7日午前9時30分

○会議の場所 上富田町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	松井孝恵	2番	谷端清
3番	樫木正行	4番	奥田誠
5番	九鬼裕見子	6番	山本明生
7番	大石哲雄	8番	畑山豊
9番	沖田公子	10番	榎本敏
11番	木本眞次	12番	吉田盛彦

欠席議員（なし）

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	笠松眞年
総務政策課長	福田睦巳	総務政策課員	川口孝志
総務政策課企画員	森岡真輝	総務政策課員	水口和洋
総務政策課企画員	撫養充洋	税務課長	山崎一光
税務課企画員	橋本秀行	産業建設課長	植本敏雄
産業建設課企画員	三栖啓功	産業建設課員	中松秀夫
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	坂本 厳
		企画員	

住民生活課 企画員	栗田信孝	住民生活課 企画員	田上貴子
住民生活課 企画員	木村陽子	上下水道課長	植本亮
上下水道課 企画員	菅谷雄二	教育委員会 総務課長	家高英宏
教育委員会 生涯学習課長	藪内博文	教育委員会 生涯学習課 企画員	谷本芳朋

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5号 上富田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 6号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 7号 上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する
条例
- 日程第 7 議案第 8号 上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措
置に関する条例
- 日程第 8 議案第 9号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例
- 日程第 9 議案第10号 職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第11号 上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第11 議案第12号 職員の退職管理に関する条例
- 日程第12 議案第13号 上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例
- 日程第13 議案第14号 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第15号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第16号 上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例
- 日程第16 議案第17号 上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第18号 上富田町水源かん養基金条例
- 日程第18 議案第19号 上富田町保育所条例の一部を改正する条例

- 日程第 19 議案第 20 号 上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 21 号 上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 22 号 上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 25 号 上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 26 号 和歌山県と上富田町の行政不服審査法第 8 条第 1 項に規定する機関に関する事務の委託について
- 日程第 26 議案第 27 号 平成 27 年度上富田町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 27 議案第 28 号 平成 27 年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 議案第 29 号 平成 27 年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 30 号 平成 27 年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 31 号 平成 27 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 31 議案第 32 号 平成 27 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 32 議案第 33 号 平成 27 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 33 議案第 34 号 平成 27 年度上富田町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議案第 35 号 平成 28 年度上富田町一般会計予算
- 日程第 35 議案第 36 号 平成 28 年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 36 議案第 37 号 平成 28 年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算
- 日程第 37 議案第 38 号 平成 28 年度上富田町特別会計介護保険予算

- 日程第 3 8 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計診療所事業予算
- 日程第 3 9 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地造成事業予算
- 日程第 4 0 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算
- 日程第 4 1 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算
- 日程第 4 2 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計奨学事業予算
- 日程第 4 3 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算
- 日程第 4 4 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計公共下水道事業予算
- 日程第 4 5 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度上富田町水道事業会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度上富田町特別会計朝来財産区予算
- 日程第 4 7 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度西牟婁郡公平委員会予算

△開 会 午前 9 時 3 0 分

○議長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

平成 28 年第 1 回定例会を開会するに当たりまして、議員各位のご出席をいただき開会できますことを厚くお礼申し上げます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 28 年第 1 回上富田町議会定例会を開会します。

暫時休憩をします。

休憩 午前 9 時 3 1 分

再開 午前 9 時 4 4 分

○議長（奥田 誠）

再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、本日の会議を開きます。

△日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（奥田 誠）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において 2 番、谷端清君、3 番、榎木正行君を指名します。

△日程第 2 会期の決定

○議長（奥田 誠）

日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 18 日までの 12 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、会期は12日間に決しました。

△日程第3 諸般の報告

○議長（奥田 誠）

日程第3 諸般の報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（平田隆文）

諸般の報告をいたします。

平成27年12月定例会以降の議員活動並びに議員派遣の件及び地方自治法第121条の規定により出席要求した平成28年3月定例会の説明員については、お手元に配付しておりますのでよろしくお願いたします。

次に、本定例会の一般質問の通告の締め切りにつきましては、本日3月7日午後3時までとなっておりますので、質問内容を具体的に記入の上、通告されますようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（奥田 誠）

これで諸般の報告を終わります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

○町長（小出隆道）

おはようございます。

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに平成28年第1回上富田町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私ともまことに忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素は町政発展のために格別のご尽力とご協力を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

去る2月6日、7日の両日に開催した第21回紀州口熊野マラソンに、今回も災害応援協定を結んでおります石川県の津幡町、奈良県斑鳩町、交流のある北海道東川町から、町長初め多くの方々にお越しをいただき、地元の物産販売、ランナーとして参加をいただき、3町の交流が発展できることと思っております。

ことしも2月21日、22日の両日に斑鳩町で開催されました聖徳太子市へ、昨年に引き続き上富田のPRと物産販売を行ってきました。また、8月には津幡町へ上富田町

民創作劇団を派遣し、上富田町に伝わる彦五郎伝説を演目とした劇を上演する計画を進めております。今後とも職員交流、スポーツ交流、文化事業等の幅広い交流を継続して行いたいと考えております。

さて、本議会に上程し、ご審議をお願いします議案につきましては、条例の一部改正が15件、条例の制定が4件、指定管理者の指定が2件、事務の委託についてが1件、平成27年度一般会計、特別会計補正予算が8件、平成28年度の一般会計、特別会計予算が14件の計44件であります。

それでは、本年の第1回定例会に際しまして、重要議案を提案するに当たり、基本方針を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

平成28年度の国の地方財政対策によりますと、平成28年度予算の閣議決定に基づき、通常収支分と東日本大震災分に区分して整理されています。通常収支分につきましては、地方が地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額につきましては、平成27年度を0.1兆円上回る額を確保することとしています。

まち・ひと・しごと創生事業費の確保として、地方公共団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、平成27年度に創設されましたまち・ひと・しごと創生事業費につきましては、平成28年度におきましても引き続き1兆円を確保するとされております。

当町では、厳しい財政状況の中、効率的で持続可能な行政運営を確保するため、行政改革推進本部を中心になお一層の取り組みを進めてまいります。

平成28年度の一般会計当初予算の編成に当たり、上富田町第4次総合計画及び上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくことを基本として、平成30年度の実施を予定しています学校給食の財源確保に向け、従前からの経費の節減をなお一層進めるとともに、徹底した行財政改革等により将来の財政負担の抑制を図るとともに、歳入は1年間を見越した決算に近い額で、一方歳出は歳入に見合う額とし、基本的には財政調整基金、減債基金等を取り崩さないことで予算編成を進めてまいりましたが、財源不足につきましては基金からの繰り入れとして措置します。

職員には、一人一人が今後も財政が非常に厳しい状況が続くことを再認識させ、議員、町民の皆さんにも財政の厳しさをご理解いただき、ご協力をお願い申し上げたいと思っております。

また、予算執行に当たりましては、監査委員さんからの指摘事項を十分に反映し、取り組んでまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案日程に従いまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第5号につきましては、上富田町税条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、平成27年度の地方税法の改正により、町税における徴収猶予の制度改革が行われ、新たに申請による換価の猶予等が創設されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第6号につきましては、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案であります。この条例は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第7号につきましては、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第8号につきましては、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例案でございます。この条例は、大都市圏から地方への本社機能等の移転を促進するために、地域再生法の一部が改正され、地方活力向上地域内において特定業務施設を新設し、または増設した者に対する固定資産税の不均一課税の特別措置について条例を制定するものであります。

次に、議案第9号につきましては、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案でございます。この条例は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴いまして関係法令の整備等に関する法律の施行に伴いまして、法改正に基づき関係条例を整備するものでございます。改正する条例につきましては、第1条上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正から、第8条上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正までの8条例を整備するものでございます。

次に、議案第10号につきましては、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う改正及び給料表の6級制の導入に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第11号につきましては、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、給料表の6級制の導入に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号、職員の退職管理に関する条例案から議案第15号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案の4議案につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の制定及び一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号につきましては、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号につきましては、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、上富田町市ノ瀬診療所の医師に係る報酬と、上富田町歴史的文化的景観保全条例の制定に伴いまして、景観保全審議委員の報酬について本条例に追加するものでございます。

次に、議案第18号につきましては、上富田町水源かん養基金条例案でございます。この条例は、上富田町の水源を養い、育て、推進していくために、本条例の制定をするものでございます。

次に、議案第19号につきましては、上富田町保育所条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、なのはな保育所の設置に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第20号につきましては、上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、入院に係る医療費の補助を中学生まで拡大するための一部改正であります。

次に、議案第21号につきましては、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、地域密着型通所介護の基準の追加と認知症対応型通所介護について、地域との連携に関する規定の追加を行うため、一部を改正するものでございます。

次に、議案第22号につきましては、上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案でございます。この条例につきましては、介護予防認知症対応型通所介護について、地域での連携に関する規定の追加を行うため、一部を改正するものでございます。

次に、議案第23号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、上富田町地域福祉センターについて、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定によりまして、社会福祉法人上富田町社会福祉協議会を指定管理者として引き続き指定するものであります。

次に、議案第24号につきましては、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。この議案は、上富田町体育施設のうち、上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館の3施設につきまして、上富田町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定により、特定非営利活動法人くちくまのクラブを指定管理者として引き続き指定するものであります。

次に、議案第25号につきましては、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に

関する条例の一部を改正する条例案でございます。この条例は、上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、本条例に規定して条文の改正を行います。

次に、議案第26号につきましては、和歌山県と上富田町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託についてでございます。この事務の委託は、行政不服審査法の改正に伴いまして、同法の第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託したいので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第27号につきましては、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第4号）でございます。今回、既定額に4億2,111万2,000円を追加し、予算総額を67億2,441万2,000円と定めています。

補正予算の概要は、総務費で、情報セキュリティ強化対策業務委託料で1,249万3,000円を措置しています。大内谷造成地売り払い収入を財源として財政調整基金積立金に3億1,290万4,000円を増額措置、民生費では年金生活者等支援臨時福祉給付金事業で5,700万円を措置しています。

衛生費では、紀南環境広域施設組合負担金2,485万3,000円を減額措置、土木費では人件費の組み替え措置をしております。

教育費では、紀の国わかやま国体・わかやま大会上富田実行委員会補助金3,300万円を減額措置しております。

地方創生加速化交付金事業では、きらり・くちくまの健康村構想として、町民の全てが生き生きと暮らせるまちづくりを目指して、事業費8,660万円を措置します。

一方、歳入につきましては、町税、国・県支出金、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入、町債等を充当補填しております。

次に、議案第28号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）から議案第34号、平成27年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）までの7議案については、事業費の見直し補正を行っております。

次に、議案第35号、平成28年度上富田町一般会計予算の概要をご説明申し上げます。

予算総額は54億8,800万円と定めています。前年度と比較しますと6億500万円、9.9%の減となっております。

本年度の主な内容としましては、総務費で、地方創生人材支援負担金で240万円、民生費では、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計への繰出金が6億2,109万5,000円、統合保育所建設事業費で1億3,643万7,000円を措置しております。

商工費では、地域おこし協力隊事業費で636万円を措置しております。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業費で3,798万7,000円を措置しています。

教育費では、体育施設指定管理委託料で2,918万6,000円、学校給食基本調査委託料で100万円を措置しております。

公債費では、長期債償還金及び利子として6億8,261万3,000円で、昨年度より4,244万円の増額措置をしております。

一方、歳入につきましては、町税で対前年度812万5,000円減、0.5%に当たりますが、15億470万2,000円。

地方交付税は17億7,000万円。

国・県補助金では10億2,588万8,000円。

繰入金では1億595万9,000円。

町債では対前年度比3億6,540万円減、48.9%に当たりますけれども、3億8,150万円、その他で6億9,995万1,000円を見込み措置しております。

財源不足につきましては、財政調整基金から5,206万4,000円の繰り入れを行っています。

財源区分的には、自主財源で19億5,091万2,000円で、割合は35.5%、依存財源で35億3,708万8,000円で64.5%。

以上が、平成28年度の一般会計予算の主な内容でございます。

次に、議案第36号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算から議案第48号、平成28年度西牟婁郡公平委員会予算までの13議案につきましては、本年度の予算編成の方針に基づき編成してございます。

以上が、本定例会に上程します諸議案の概要でございます。詳細につきましては担当課長、企画員に概要を説明させますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平成28年度の職員体制についてでございますが、平成28年4月1日より和歌山県へ1名の職員を派遣しますので、派遣職員は1名増の3名となります。和歌山県から1名の職員が派遣されてきます。現在、和歌山県からの派遣職員は帰任することになり、和歌山県からの派遣職員については現在と同じ2名となります。また、社会福祉法人上富田町社会福祉協議会から1名の職員の派遣をお願いしております。一方、平成27年度の退職予定者が11名となっております。

これによりまして、職員数につきましては、平成27年4月1日現在では123名が、平成28年4月1日現在では新規採用職員5名を含め117名となり、全体で不足する部署につきましては、臨時職員を採用することで当面は乗り切りたいと考えております。

今後とも、継続して行財政改革の推進を図り、事務事業の遂行と住民サービスの向上に努める所存でございますので、議員各位におかれましてもご理解と変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とします。

△日程第4 議案第5号～日程第47 議案第48号

○議長（奥田 誠）

この際、日程第4 議案第5号、上富田町税条例の一部を改正する条例から日程第47 議案第48号、平成28年度西牟婁郡公平委員会予算の件まで44件を一括議題とします。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、山崎君。

○税務課長（山崎一光）

おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

私からは、議案第5号から議案第8号までご説明申し上げます。

では、第5号からご説明を申し上げます。

議案第5号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

以下改め分を掲載してございますが、今回の主な改正点は、地方税法の一部を改正する法律が公布され、徴収の猶予制度について納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるとともに、職権による徴収猶予及び換価の猶予について、所要の見直しを行ったものでございます。

第8条関係では、猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができると及び納付計画の策定や変更について規定したものでございます。

2ページをお願いいたします。

第9条関係では、猶予申請書における記載事項として、一時に納付することができな

い理由、猶予を受ける金額、担保を提供する場合の内容及び添付書類等についての規定でございます。

3 ページをお願いいたします。

第10条関係では、職権による換価の猶予または職権による換価の猶予の延長をする場合において、猶予する金額を分割して納付させることができること及び滞納者に対して担保の提供に関する書類のほかに提出を求めることができる書類を規定したものでございます。

第11条関係では、滞納者がその税額を一時に納付することにより、その事業の継続や生活の維持を困難とするおそれがあると認められるときは、その納期限から6カ月以内にされる申請に基づき、換価の猶予を規定するものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第12条関係では、担保徴取基準を定めており、猶予金額が50万円以下、猶予期間が3カ月以内、その他特別な事情がある場合には担保を不徴取とする規定でございます。

第53条は、特定非営利活動法人等の町民税の減免について措置したものでございます。参考資料として6ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

なお、附則におきまして、この条例は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、第6号議案をご説明申し上げます。

議案第6号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のよう改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町国民健康保険税条例の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改め分を記載してございますが、今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う改正でございます。国民健康保険税における基礎課税額等に係る賦課限度額及び軽減の対象となる判定所得基準の改正でございます。

基礎課税額等に係る賦課限度額につきましては、医療分については現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課額は、現行の17万円から19万円にそれぞれ引き上げられます。また、軽減判定所得基準では、5割軽減となる世帯において乗ずる金

額が現行の26万円から26万5,000円に、2割軽減となる世帯においては乗ずる金額が現行の47万円から48万円にそれぞれ引き上げられます。

参考資料として、2ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

なお、附則におきまして、この条例は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、第7号議案でございます。

議案第7号、上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を別紙のように改正する

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

上富田町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

以下、改め分を記載してございますが、今回の改正は、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令が平成28年4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

主な改正点は、第4条審査の届出関係では、提出する申請書に審査の申し出に係る処分の内容を記載する旨の規定を追加したこと及び審査申出人等がその資格を失ったときは、委員会にその旨を届け出なければならないことを規定したことでございます。

第6条、書面審理の関係では、審査の手続において電子メールでの弁明書の提出を可能とする規定を設けたことでございます。

第11条、決定書の作成では、記載事項について規定をしたものでございます。

参考資料として、3ページ以降に新旧対照表を添付してございますので、お目通しをいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、附則におきまして、この条例は平成28年4月1日より施行するとしてございます。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第8号のご説明をいたします。

議案第8号、上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（案）。

本条例は、大都市圏から地方へ本社機能等の移転を促進するために、地域再生法の一部が改正され、地方活力向上地域内において特定業務施設を新設し、または増設した者に対する固定資産税の不均一課税の特別措置について制定するものでございます。

第1条では、和歌山県が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた認定地域再生計画、和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトに記載されている地方活力向上地域において、県知事の認定を受けた事業者が作成した認定地方活力向上地域業務施設整備計画に従って、本社機能を有する施設を新設しまたは増設した事業者に対する固定資産税の特別措置に関して必要な事項を規定したものでございます。

第2条につきましては、特別償却施設である家屋及び償却資産で、その取得価格の合計額が3,800万円以上のもの、中小企業にあっては1,900万円以上のものを新設または増設したものについて、その家屋及び償却資産並びにその敷地として取得した土地で、取得後1年以内にその土地に家屋の建設の着手があった場合には、その土地についても固定資産税を3カ年均一、不均一課税とすることができるように定めたものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

ご承認賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

おはようございます。私からは、議案第9号から議案第17号までをご説明申し上げます。

議案第9号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）。

この条例は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、法改正に基づき関係条例を整備するものであります。

第1条から第8条までの8条例を条立てに整理していますので、よろしく願いいた

します。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

5 ページをお願いします。

第1条、上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）についてです。第5条第1項中、不服申し立てを審査請求に字句を改めるものがございます。

6 ページをお願いします。

第2条、上富田町情報公開条例の一部を改正する条例（案）についてです。

主な改正内容につきましては、第11条の2で、法改正に基づき審理員による審理手続に関する規定の適用除外を新たに設けております。

第12条で、法改正に基づき救済手続を改正しております。

第13条で、字句の改正を行っております。

8 ページをお願いします。

第3条、上富田町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）についてです。

主な改正内容につきましては、第23条の2で、審理員により審理手続に関する適用除外の規定を新たに定めています。

第24条で、審査会への諮問等について、法改正に基づき条文を改めております。

9 ページをお願いします。

第25条では、字句を改めております。

10 ページをお願いします。

第4条、上富田町行政手続条例の一部を改正する条例（案）についてです。

この条例の改正は、第19条第2項に規定しています条項の字句の改正でございます。

11 ページをお願いします。

第5条、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてです。

この条例の改正は、第19条の3第4項、期末手当の支給の一時差止めの規定に引用している条項の改正でございます。

12 ページをお願いします。

第6条、上富田町手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）についてです。

第2条、手数料の種類及び金額に、行政不服審査法等に基づく手数料を別表第2に追加しております。

手数料の額につきましては、14ページをご参照ください。

12ページに戻ってください。

今回の改正に基づき、第6条で免除について、第7条で減免についてそれぞれ定めて

おります。

15ページをお願いします。

第7条、上富田町町税の滞納に対する制限措置に関する条例の一部を改正する条例(案)についてです。

第19条の審査会への諮問で、法改正に基づき語句を改めております。

16ページをお願いします。

第8条、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する(案)についてです。

第26条で、法改正に基づき異議申立を審査請求に字句を改めております。

4ページへ戻ってください。

附則第1項で、この条例は行政不服審査法の施行の日、平成28年4月1日から施行するとしてございます。また、第2項、第3項で経過措置を定めております。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号、職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)。

職員の給与等に関する条例の一部改正。

職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、等級別基準職務表を条例で定めるとともに、あわせて給料表の6級制の導入に伴う一部改正であります。

第1条中第24条第6項を第24条5項に改める。

第1条の改正は、地方公務員法の改正により、本条例に引用している条項の繰り上がりによる改正でございます。

第8条第1項で、給料表を6級に改正しております。

第8条第3項で、新たに6級制による等級別基準職務表を追加しております。

5ページの下の方から6ページをお願いします。

職務の級として企画員、検査員、保育所長が5級で、6級は課長となり、課長が統括する責任者として位置づけられることとなります。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

7ページ目から新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号、上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のように改正する。
平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。

この条例につきましては、議案第10号と同じく、企業職員の給与についても6級制の導入に伴い本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

6ページ目から新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号、職員の退職管理に関する条例。

職員の退職管理に関する条例を別紙のように制定する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の退職管理に関する条例（案）。

この条例は、地方公務員法の改正により、地方公共団体は国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずるものとするとしてされたことから、本条例を制定するものでございます。

第1条で、条例の趣旨を定めています。地方公務員法の規定に基づき、職員の退職管理に必要な事項を定めることを趣旨としております。

第2条で、任命権者への届出について定めています。

管理または監督の地位にある職員の職についている職員であった者は、離職後2年間営利企業以外の法人その他の団体の地位についた場合または営利企業の地位についた場合は、速やかに離職した職またはこれに相当する職の任命権者に届け出ることを定めております。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第13号、上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。

上富田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されることに伴い、人事行政の運営の状況に関し、法改正に基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、第3条に規定しています報告事項で、第2号に職員の人事評価の状況を、第7号に職員の退職管理の状況を追加し、第8号を職員の研修の状況に改めるものであります。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

次のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

ただいま当局から提案理由の説明がありますが、午前10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き、当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

引き続きよろしくお願い申し上げます。

議案第14号、職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の勤務時間に関する条例の一部改正。

職員の勤務時間に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例の改正につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例に引用している条項の繰り上がりにより、本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例につきましても、地方公務員法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例に引用している条項の繰り上がりにより、本条例の一部を改正するものでございます。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

最後のページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号、上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正。

上富田町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、他の法律による給付との併給調整率が改正されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

附則第1項で、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するとしてございます。第2項で、経過措置としまして、改正後の上富田町消防団員等公務災

害補償条例の適用範囲を定めています。

2 ページ目から、新旧対照表を添付していますので、ご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第 17 号、上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部改正。

上富田町報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、上富田町市ノ瀬診療所の医師に係る報酬と上富田町歴史文化的景観保全条例の制定に伴う景観保全審議委員の報酬について、本条例に追加するものでございます。

附則で、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するとしてございます。

最後のページに、新旧対照表を添付していますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

産業建設課企画員、中松君。

○産業建設課企画員（中松秀夫）

おはようございます。

私のほうからは、議案第 18 号についてご説明申し上げます。

議案第 18 号、上富田町水源かん養基金条例。

上富田町水源かん養基金条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 3 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町水源かん養基金条例（案）。

第 1 条では、目的について定めてございます。水源かん養の推進を図るため、上富田町の水源かん養基金を設置するとしてございます。

次に、第 2 条では、積み立てについて定めてございます。基金として積み立てる額は、上富田町一般会計歳入歳出予算に計上して積み立てるものとするとしてございます。

第 3 条では、運用について定めてございます。

第 4 条では、管理について定めてございます。

第 5 条では、運用基金の処理について定めてございます。

第6条では、繰替運用について定めてございます。

また、第7条では、処分について定めており、基金は第1条の目的を達成するための経費の財源に充てるため、予算に定めるところにより、その一部または全部を処分することができるように定めてございます。

第8条では、委任について定めてございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するとしてございます。

この基金につきましては、水道事業会計より、基金原資を一般会計予算に繰り出し、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する施策に取り組む財源とするものです。

以上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

住民生活課企画員、坂本君。

○住民生活課企画員（坂本 巖）

よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、上富田町保育所条例の一部を改正する条例。

上富田町保育所条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

上富田町保育所条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町保育所条例の一部改正。

上富田町保育所条例の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称、はるかぜ保育所、位置につきましては、上富田町岩田1674番地の1、なのはな保育所、上富田町朝来2402番地の1及び上富田町朝来2312番地の2。

本条例の一部改正につきましては、朝来第一保育所と第二保育所の統合によりまして、新たになのはな保育所を設置したものでございます。ただし、既存の第一保育所の改修工事の関係上、現在の第二保育所におきましては、なのはな保育所の分所として位置づけを行い、3歳児から5歳児の保育を実施し、改修工事完了後に児童の編入を行いたいと考えております。

最後のページに、新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

私から、議案第20号から議案第23号までご説明いたします。

議案第20号、上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正。

上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、就学前児童までを対象にしている本条例を、入院に係るものに限り、対象年齢を中学生まで拡充するための改正でございます。それに伴い、題名を「上富田町子ども医療費の支給に関する条例」に改めるとともに、条例中、「乳幼児」とあるのを「子ども」に改めるものでございます。

次のページをお願いします。

附則としまして、施行期日、第1項、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしてございます。

経過措置として第2項、改正後の上富田町子ども医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療の給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療の給付に係る医療費の支給については、なお従前の例によるとしてございます。

なお、次のページから参考資料として、新旧対照表を添付してございますので、ご参照願います。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

上富田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、改正文として記載してございますが、本条例の一部改正につきましては、利用定員18人以下の小規模な通所介護及び9人以下の療養通所介護が平成28年4月からは、市町村が指定、監督する地域密着型サービスに位置づけられることにより、事業所の指定基準等の規定を追加するものであり、国が定めた基準を勘案して市町村が条例で定めることとされてございます。

目次として、現行の「第3章 夜間対応型訪問介護」に係る基準第45条から第59条の次に、「第3章の2」を追加し、第1節から第4節に、地域密着型通所介護に関する基準を設け、その次の第5節、第1款から第4款に指定療養通所介護に関する基準を設けてございます。

条文では、地域密着型通所介護では、第59条の2を基本方針、第59条の3から第59条の4までを人員に関する基準、第59条の5を設備に関する基準、第59条の6から第59条の20までを運営に関する基準としてございます。

指定療養通所介護では、第59条の21から第59条の22までを趣旨及び基本方針、第59条の23から第59条の24までを人員に関する基準、第59条の25から第59条の26までを設備に関する基準、第59条の27から第59条の38までを運営に関する基準としてございます。

国が定めた基準と異なる点は、いずれの事業とも10ページと16ページに記載してあります記録の整備に関する部分のところで、提供したサービスの記録等の保存期間が、国基準が完結の日から2年としているところを、本条例では介護報酬の過払いに対する請求権が5年であることを踏まえ、サービスの提供の日から5年としてございます。

また、同時に、既に本条例の第4章に基準を設けています認知症対応型通所介護につきまして、地域との連携や運営の透明性を確保するため、運営推進会議の設置が義務づけられ、平成28年度より、事業者は利用者や利用者の家族、地域住民の代表、町または地域包括センターの職員、この事業に知見を有する者などで構成された運営推進会議を年2回程度開催し、意見を聞く機会を設けなければならない旨の規定が加わりました。

この部分については、18ページをお願いします。第80条に含まれ、前段第3章の2、地域密着型通所介護の規定の一部を準用してございます。

以下、今回の改正に伴い、関連する内容について、所定の改正を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしてございます。

23ページから、参考資料として新旧対照表を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正。

上富田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、改正文を記載してございますが、本条例の一部改正につきましても、議案第21号で認知症対応型通所介護に運営推進会議を義務づけられたことと同様に、現行の介護予防、認知症対応型通所介護事業の基準に第39条、地域との連携に関する条項がございますので、この中に、さらに地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度よりこの事業者は利用者や利用者の家族、地域住民の代表、町または地域包括センターの職員、この事業に知見を有するものなどで構成された運営推進会議を年2回程

度開催し、意見を聞く機会を設けなければならない旨の規定が追加されたものでございます。

以下、今回の改正に伴い関連する内容について、所定の改正を行うものでございます。

なお、附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしてございます。

3ページから参考資料として、新旧対照表を添付してございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、上富田町地域福祉センター。

2、指定管理者となる団体、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来755番地の1、社会福祉法人上富田町社会福祉協議会、会長、三栖徹。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

提案理由につきましては、上富田町地域福祉センターについて、指定管理者を指定するものでございます。

上富田町社会福祉協議会につきましては、町の社会福祉の拠点となる地域福祉センターの持っている機能や設備を十分活用し、地域福祉の増進に努めてございます。また、これまでの指定管理者としての適切な管理状況を踏まえ、今回についても指定管理者として指定をさせていただきました。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

私のほうからは、議案第24号についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。
議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、上富田スポーツセンター、上富田

町若もの広場、市ノ瀬体育館。

２、指定管理者となる団体、和歌山県西牟婁郡上富田町朝来１３６１番地の２、特定非営利活動法人くちくまのクラブ、理事長、山中善道。

３、指定の期間、平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まで。

提案理由、上富田スポーツセンター、上富田町若もの広場、市ノ瀬体育館について、指定管理者を指定するものである。

なお、この指定に当たり、公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができるものでございます。

今回の指定に当たりましては、町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条、公募によらない指定管理者の候補者の選定等に基づき、特定非営利活動法人くちくまのクラブに指定管理者の候補者として選定し、指定するものでございます。

今回、指定管理者に行わせる体育施設、特に上富田スポーツセンターは、県内を代表するスポーツ施設として、県内外から多くのアスリートに利用される中、施設の適切な維持管理や利用者へのサービスの向上をなお一層確保し、スポーツ施設の活用を促進するものでございます。

管理者の選定に当たりましては、特定非営利活動法人くちくまのクラブが平成１９年４月１日設立、町内のスポーツクラブとしてスポーツの振興と普及に取り組み、また、スポーツ活動以外にもレクリエーション、文化活動など、幅広い分野での活動にも取り組んでいます。前回の指定管理者として３年間の活動と実績を生かすとともに、スポーツ種目全般にわたる安定した管理サービスを提供できる体制が整っていることから、公募によらず、特定非営利活動法人くちくまのクラブを管理者として指定するものでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課長、福田君。

○総務政策課長（福田睦巳）

私からは、議案第２５号と議案第２６号についてご説明申し上げます。

議案第２５号、上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のように改正

する。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上富田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正。

今回の改正は、上富田町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、本条例に規定しています条文を改正するものであります。

本条例に規定しています別表第1と別表第2の条文の中で、「乳幼児」を「子ども」に改めるものであります。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行するとしてございます。

3ページに新旧対照表を添付しておりますのでご参照ください。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第26号、和歌山県と上富田町の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関に関する事務の委託について。

地方自治法第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託をしたいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

提案理由としまして、行政不服審査法の改正に伴い、同法第81条第1項に規定する機関の事務を和歌山県に委託したいので、本案を提出するものでございます。

今回の行政不服審査法改正の中で、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続が改正されたことから、和歌山県が設置する第三者機関に事務の委託をするものでございます。

次のページをお願いします。

事務の委託について、委託に関する規約をお願いします。

第1条、委託について定めています。

行政不服審査法の改正により導入される第三者機関の事務について、地方自治法の規定に基づき、和歌山県に委託することを定めています。

第2条で、委託事務の範囲を、第3条で管理及び執行の方法を定めています。

第4条で経費の負担を定めています。

次のページをお願いします。

第5条で連絡会議を、第6条で条例の制定及び改廃の場合の措置を、第7条で委任について、それぞれ定めています。

附則第1項で、この規約は、平成28年4月1日から施行するとしてございます。

第2項で、決算の処理について定めています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第27号につきましてご説明いたします。

議案第27号、平成27年度上富田町一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度上富田町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億2,111万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,441万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、1款町税では、補正前の額に1,551万9,000円を追加し、15億2,834万6,000円と定めています。

14款国庫支出金では、補正前の額に1億4,561万9,000円を追加、15款県支出金では、補正前の額から3,328万4,000円を減額、16款財産収入では補正前の額に3億1,290万4,000円を追加、17款寄付金では、補正前の額に34万4,000円を追加、18款繰入金では、補正前の額から3,313万4,000円を減額、20款諸収入では、補正前の額に1,247万7,000円を追加、21款町債では、補正前の額に66万7,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額に4億2,111万2,000円を追加し、67億2,4

41万2,000円と定めています。

次に、歳出につきまして、2款総務費では、補正前の額に3億1,755万円を追加し、10億6,082万4,000円と定めています。

3款民生費では、補正前の額に6,743万9,000円を追加、4款衛生費では、補正前の額から2,427万3,000円を減額、5款農林水産業費では、補正前の額から1,456万4,000円を減額、6款商工費では、補正前の額に101万4,000円を追加、7款土木費では、補正前の額に1,135万6,000円を追加、9款教育費では、補正前の額に6,259万円を追加。

歳出合計では、補正前の額に4億2,111万2,000円を追加し、67億2,441万2,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」です。

追加では、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきまして、限度額を620万円としています。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、当初予算と変わりございません。

恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

変更では、紀南環境広域最終処分場建設事業につきまして、限度額から2,490万円を減額し4,180万円に、臨時財政対策債につきましては、限度額に1,936万7,000円を追加し2億3,336万7,000円としてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

7ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきまして、このページから9ページの明細につきましては、恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出からご説明させていただきます。

18ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして。

2款総務費では、一般管理費で3億2,554万9,000円を追加。主なものとして、総務省より指示のありました基幹系ネットワーク端末の二要素認証等の導入委託料で1,249万3,000円、臨時議会でご承認賜りました土地処分料を原資として、財政調整基金積立金3億1,290万4,000円を措置しています。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業費では438万円を減額。当初予定していました大賀ハス田改修工事につきまして、地籍調査の現地調査に予定以上の時間を

要したため、減額措置してございます。

地籍調査費では、684万円を減額。主なものとしまして、入札差額によりまして、地籍調査測量委託料500万円を減額してございます。

税務総務費では、補正額はございませんが、財源内訳の変更を行ってございます。

戸籍住民基本台帳費では、316万円を追加。主なものとしまして、職員手当等60万円を措置。

次のページをお願いいたします。

個人番号カードの交付事業交付金256万円を措置しています。

基幹統計調査費では、6万1,000円を追加。国勢調査事業の精査によります組み替えを措置しています。

3款民生費では、社会福祉総務費で、特別会計介護保険繰出金277万5,000円を措置、社会・児童福祉医療費では、特別会計後期高齢者医療繰出金374万4,000円を措置、臨時福祉給付金等給付事業では5,967万2,000円を追加。主なものとしまして、次のページをお願いいたします。

1億総活躍社会の実現に向け、28年度中に65歳以上となる低所得の高齢年金受給者等を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金5,700万円を措置しています。

保育所運営費では108万円を追加、多子世帯の保育所料負担軽減改正に伴う子ども子育て支援システム改修委託料108万円を措置しています。

保育所建設事業費では16万8,000円を追加。主なものとしまして、備品購入費に計上していました150万円を消耗品費へ組み替えを行っております。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費では、保健衛生総務費では48万7,000円を追加。主なものとしまして、特別会計診療所事業繰出金42万5,000円を措置しています。

予防費では67万4,000円を減額。主なものとしまして、胃ほか検診委託料67万4,000円を減額措置しています。

清掃総務費では2,408万6,000円を減額。岩田最終処分場の修繕料76万7,000円を措置、紀南環境広域施設組合負担金2,485万3,000円を減額措置しています。

5款農林水産業費では、農業総務費で357万3,000円を追加。有害駆除捕獲補助金117万7,000円を措置、防護柵等設置支援補助金187万円を減額、特別会計農業集落排水事業繰出金426万6,000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

農業振興費では1,813万7,000円を減額。事業精査に伴い中山間地域等直接

支払事業交付金ほか1, 813万7, 000円を減額措置しています。

6款商工費では、商工総務費で101万4, 000円を追加。わがまち元気プロジェクト支援事業の精査によります組み替いを措置しています。

7款土木費では、土木総務費で938万9, 000円を追加。特別会計から人件費1名分の組み替いを措置しています。

道路橋梁総務費では56万円を追加。岩崎、野田地区の急傾斜地崩壊対策工事負担金56万円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

都市計画費で、特別会計公共下水道事業繰出金9万3, 000円を減額措置しています。

住宅管理費で150万円を追加。主なものとしまして、修繕料200万円を措置しています。

9款教育費では、事務局費で10万8, 000円を減額、役務費で定例会等議事録筆耕翻訳料10万8, 000円を減額措置しています。

小学校費の学校管理費では421万6, 000円を追加。市ノ瀬、岩田、生馬小学校修繕料271万6, 000円と生馬小学校支援教室新設のための備品購入費150万円を措置しています。

中学校費の学校管理費では152万3, 000円を追加。トイレ等の修繕料152万3, 000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

保健体育総務費では、5, 410万円を追加。主なものとしまして、地方創生加速化交付金事業、きらり☆くちくまの健康村構想で海外チーム関係者の招致等旅費で300万円、需用費で123万円、スポーツサロン設計監理等委託料で1, 592万円、建設工事請負費で3, 500万円、トレーニング器具等購入費で3, 145万円を措置しています。また、紀の国わかやま国体和歌山大会の精算に伴います補助金3, 300万円を減額措置しています。

体育施設管理費では、285万9, 000円を追加、スポーツセンター野球場の漏水修繕料285万9, 000円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

32ページ、33ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書です。

恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

次に、歳入につきましてご説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、今回の補正に係る財源です。

1 款町税では、法人、現年課税分で、法人事業所からの特別償却による確定申告で3,300万円を減額措置しています。固定資産税滞納繰り越し分で4,851万9,000円を措置しています。

1 4 款国庫支出金の総務費国庫負担金では、地籍調査事業費負担金325万5,000円を減額、総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事業費補助金255万2,000円、地方創生加速化交付金8,000万円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金620万円を措置しています。

次のページをお願いいたします。

民生費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付事業費補助金ほか5,966万2,000円を、子どものための教育・保育事業費補助金54万円を措置しています。

衛生費国庫補助金では、がん検診推進事業費補助金8万円を減額。

1 5 款県支出金の総務費県負担金では、地籍調査事業費負担金162万7,000円を減額。

衛生費県補助金では、風しんワクチン摂取緊急助成事業補助金ほか14万2,000円を減額。

農林業費県補助金では、中山間地域等直接支払事業費補助金ほか1,527万9,000円を減額。

教育費県補助金では、わがまち元気プロジェクト支援補助金87万2,000円を措置、紀の国わかやま国体会場地市町村運営交付金1,716万6,000円を減額措置しています。

次のページをお願いいたします。

総務費委託金では、統計調査委託金5万8,000円を措置。

1 6 款財産売払収入、財産収入の不動産売払収入では、普通財産売払収入3億1,290万4,000円を措置。

1 7 款寄付金の土木費寄付金では、県営事業寄付金34万4,000円を措置。

1 8 款繰入金のさわやか上富田まちづくり基金繰入金で400万円を減額、さわやか上富田・文化と健康づくり基金繰入金では1,583万4,000円を減額。

次のページをお願いいたします。

財政調整基金繰入金では1,330万円を減額。

2 0 款諸収入の延滞金では、町税延滞金1,274万3,000円を措置。

雑入では、検診料26万6,000円を減額。

2 1 款町債の総務債では、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債で620万

円を措置。

衛生債では、紀南環境広域最終処分場建設事業債で2,490万円を減額。

臨時財政対策債では、1,936万7,000円を措置しています。

以上が今回の補正内容でございます。何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時28分

○議長（奥田 誠）

再開します。

午前に引き続き、当局より提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第28号から第30号についてご説明いたします。

議案第28号、平成27年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）。

平成27年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ374万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,870万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

1款繰入金では、補正前の額に374万4,000円を追加し、1億6,920万5,000円と定めています。

歳入合計といたしまして、補正前の額に374万4,000円を追加し、2億6,870万7,000円と定めています。

歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額に374万4,000円を追加し、2億5,632万2,000円と定めています。

歳出合計といたしまして、補正前の額に374万4,000円を追加し、2億6,870万7,000円と定めています。

3ページをお願いします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入です。

2款繰入金、1目一般会計繰入金では、療養給付費繰入金374万4,000円を追加してございます。

3、歳出です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、過年度分療養給付費負担金374万4,000円を追加してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

続いて、議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、平成27年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第3号）。

平成27年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,814万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に6,000円を追加し、7,000円と定めています。

3款国庫支出金では、補正前の額に562万8,000円を追加。

4款支払基金交付金では、補正前の額に621万6,000円を追加。

5款県支出金では、補正前の額に307万5,000円を追加。

7款繰入金では、補正前の額に277万5,000円を追加。

10款町債では、補正前の額に450万円を追加。

歳入合計といたしまして、補正前の額に2,220万円を追加し、14億4,814万9,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

2款保険給付費では、補正前の額に2,220万円を追加し、13億5,251万円と定めています。

歳出合計といたしまして、補正前の額に2,220万円を追加し、14億4,814万9,000円と定めています。

4ページをお願いします。

「第2表 地方債」です。

起債の目的、財政安定化基金貸付金、限度額450万円。起債の方法、普通貸借。利率、無利子。償還の方法、和歌山県介護保険財政安定化基金の貸付条件による。ただし、町財政の都合により償還期限を短縮し、または繰り上げ償還することができる。

次の5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

2款使用料及び手数料、1目督促手数料では6,000円を追加しています。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では414万円を追加しています。2項国庫補助金、1目調整交付金では148万8,000円を追加しています。

4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金では621万6,000円を追加しています。

5款県支出金、1目介護給付費負担金では307万5,000円を追加しています。

次の10ページ、11ページをお願いします。

7款繰入金、1目介護給付費繰入金では277万5,000円を追加しています。

10款町債、1目財政安定化基金貸付金では450万円を追加しています。

12ページ、13ページをお願いします。

3、歳出です。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費では1,100万円、3目介護予防住宅改修費では100万円、4目介護予防サービス計画給付費では400万円をそれぞれ追加措置してございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料では20万円を追加しています。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費では600万円を追加しています。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、平成27年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）。

平成27年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,758万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3款繰入金では、補正前の額に42万5,000円を追加し、2,513万4,000円と定めています。

歳入合計といたしまして、補正前の額に42万5,000円を追加し、3,758万5,000円と定めています。

続いて歳出です。

1款総務費では、補正前の額に42万5,000円を追加し、2,769万3,000円と定めています。

歳出合計といたしまして、補正前の額に42万5,000円を追加し、3,758万5,000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして

は、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

6 ページ、7 ページをお願いします。

2、歳入です。

3 款繰入金、1 目一般会計繰入金では4 2 万 5, 0 0 0 円を追加してございます。

8 ページ、9 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款総務費、1 目一般管理費では、住宅借上料4 2 万 5, 0 0 0 円を追加してございます。

これにつきましては、市ノ瀬診療所医師が居宅する住宅借り上げ料の初期費用と3 月分家賃でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第3 1 号についてご説明申し上げます。

議案第3 1 号、平成2 7 年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2 号）。

平成2 7 年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9 3 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6 億 1, 4 0 2 万 7, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成2 8 年3 月7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1 表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

3 款諸収入、補正前の額から9 3 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、5 億 6, 4 0 1 万 7, 0 0 0 円、歳入合計では、補正前の額から9 3 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、6 億 1, 4 0 2 万 7, 0 0 0 円と定めてございます。

歳出です。

1 款宅地造成費、補正前の額から9 3 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、2 億 1, 4 0 8 万 5, 0 0 0 円、歳出合計では、補正前の額から9 3 5 万 9, 0 0 0 円を減額し、6 億 1,

402万7,000円と定めてございます。

3ページから5ページの事項別明細書、総括につきましては、お目通しをお願いいたします。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

諸収入、宅地造成事業収入、補正前の額から935万9,000円を減額し、5億6,184万9,000円、計といたしまして、補正前の額から935万9,000円を減額し、5億6,401万7,000円と定めてございます。

歳出です。

宅地造成費、残土処理場事業費、補正前の額から935万9,000円を減額し、5,177万2,000円、計といたしまして、補正前の額から935万9,000円を減額し、2億1,408万5,000円と定めてございます。

これにつきましては、一般職級1名分の給与、職員手当、共済を一般会計に組み替えたことによります減額となっております。

8ページにつきましては、給与費明細書となっております。お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私からは、議案第32号から議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第32号、平成27年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）。

平成27年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ426万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,236万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入です。

4款繰入金、補正前の額に426万6,000円を追加し、1億3,438万5,000円と定めております。

歳入合計では、今回補正前の額に426万6,000円を追加し、1億9,236万4,000円と定めております。

歳出です。

1款農業集落排水事業費、補正前の額に426万6,000円を追加し、7,459万1,000円と定めています。

歳出合計では、今回補正前の額に426万6,000円を追加し、1億9,236万4,000円と定めております。

次のページをお願いします。

3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しをよろしく願いいたします。

6ページをお願いいたします。

2、歳入です。

4款繰入金、一般会計繰入金、補正前の額に426万6,000円を追加し、1億3,438万5,000円と定めております。

3、歳出です。

1款農業集落排水事業費、2目施設維持管理費、補正前の額に426万6,000円を追加し、6,318万1,000円としております。

主な内容といたしましては、岩田・岡地区処理場の真空ポンプ故障の修繕費となっております。

以上が今回の補正の内容でございます。何とぞご承認のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第33号です。

議案第33号、平成27年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）。

平成27年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,298万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」。

歳入です。

6款繰入金、補正前の額に20万円を追加し、1億2,874万5,000円とする。

9款町債、補正前の額に380万円を追加し、8,650万円とする。

歳入合計といたしましては、補正額に400万円を追加して、3億3,298万8,000円と定めています。

次のページをお願いします。

歳出です。

第1款公共下水道事業費、補正前の額に400万円を追加し、2億1,702万1,000円と定めています。

歳出合計といたしましては、補正前の額に400万円を追加し、3億3,298万8,000円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」。

変更でございます。

起債の目的、公共下水道事業としまして、今回限度額の変更をしており、8,650万円としてございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と変わりございません。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、総括につきましては、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

8ページをお願いします。

2、歳入。

6款繰入金、1項一般会計繰入金。一般会計繰入金については、補正前の額から9万3,000円を減額して、1億1,866万2,000円としております。

続きまして、6款繰入金、基金繰入金、下水道事業基金繰入金といたしまして、補正前の額に29万3,000円を追加し、1,008万3,000円としております。

9款町債、1項町債、公共下水道事業債といたしまして、補正前の額に380万円を追加し、8,650万円としております。

3、歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、公共下水道事業費といたしまして、

補正前の額に400万円を追加し、1億8,439万9,000円と定めております。

これにつきましては、委託料といたしまして、業務継続計画策定業務で入札差により186万8,000円の減額をしております。

工事請負費、工事請負費といたしましては、586万8,000円の追加をしております。

主な内容としましては、岩田下水道管3工区布設工事において、地下埋設物が町道にあるため、その部分の工法変更による工事費の増加となっております。

以上が今回の補正の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第34号についてご説明申し上げます。

議案第34号、平成27年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成27年度上富田町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、平成27年度上富田町水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおりとする。

収入です。

第1款水道事業収益、既決予定額から1,700万円を減額して、5億2,277万3,000円と定めています。

第1項営業収益、既定予定額から1,700万円を減額して、4億7,806万1,000円と定めております。

第2項営業外収益、補正額ゼロ円です。4,471万2,000円であります。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

2ページは予算に関する説明書、目次となっております。

3ページをお願いいたします。

補正予算実施計画明細書です。

1、収益的収入及び支出、収入で、1款水道事業収益、既定額から1,700万円を減額して、5億2,277万3,000円としております。

1項営業収益、規定額から1,700万円を減額して、4億7,806万1,000円としております。

1目給水収益、規定額から1,700万円を減額して、4億7,224万円としてお

ります。

これにつきましては、全体的な水道使用量の減少による水道料金の減額となっております。

次のページをお願いいたします。

平成27年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

これにつきましては、営業活動、それから投資活動、財務活動の3つに区分して表示しております。

まず、営業活動によるキャッシュ・フローは1億8,680万9,833円です。投資活動によるキャッシュ・フローはマイナス2億2,293万6,000円、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス69万7,784円、資金増加額（又は減少額）につきましてはマイナス3,682万3,951円。資金期首残高4億7,561万2,335円。資金期末残高は4億3,878万8,384円を予定しております。

次のページをお願いいたします。

平成27年度上富田町水道事業予定貸借対照表でございます。これにつきましても合計金額で説明させていただきます。

資産の部。

固定資産合計30億8,261万7,208円、流動資産合計4億9,156万9,599円、資産合計では35億7,418万6,807円となっております。

負債の部です。

固定負債合計10億7,196万1,160円、流動負債合計1億9,899万4,260円、繰延収益合計9億5,069万3,106円。負債合計では22億2,164万8,526円となっております。

次に、資本の部です。

資本金1億4,642万1,858円。

次に、剰余金です。

次のページをお願いします。

剰余金合計といたしましては12億611万6,423円、資本合計といたしましては13億5,253万8,281円、負債資本合計では35億7,418万6,807円を予定しております。

以上が今回の補正の内容でございます。何とぞご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、水口君。

○総務政策課企画員（水口和洋）

議案第35号をご説明いたします。

議案第35号、平成28年度上富田町一般会計予算。

平成28年度上富田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億8,800万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は10億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」です。

歳入では、1款町税で15億470万2,000円と定めています。

2款地方譲与税で5,650万円。

3款利子割交付金で500万円。

4款配当割交付金で1,700万円。

5款株式等譲渡所得割交付金で900万円。

6款地方消費税交付金で2億2,000万円。

7款ゴルフ場利用税交付金で3,000万円。

8款自動車取得税交付金で1,000万円。

9款地方特例交付金で1,000万円。

10款地方交付税では17億7,000万円。

11款交通安全対策特別交付金で220万円。

12款分担金及び負担金で6,316万1,000円。

13款使用料及び手数料で1億4,231万7,000円。

14款国庫支出金で5億6,966万6,000円。

15款県支出金で4億5,622万2,000円。

16款財産収入で4,716万9,000円。

17款寄付金で661万2,000円。

18款繰入金で1億595万9,000円。

19款繰越金で1,000万円。

20款諸収入で7,099万2,000円。

次のページをお願いいたします。

21款町債で3億8,150万円。

歳入合計では54億8,800万円と定めています。

次に、歳出では、1款議会費で8,475万1,000円。

2款総務費で6億5,864万6,000円。

3款民生費で21億2,203万2,000円。

4款衛生費で6億7,523万8,000円。

5款農林水産業費で2億6,608万1,000円。

6款商工費で2,886万5,000円。

7款土木費で3億4,499万5,000円。

次のページをお願いいたします。

8款消防費で2億546万3,000円。

9款教育費で4億1,711万6,000円。

10款災害復旧費で120万円。

11款公債費で6億8,261万3,000円。

12款予備費で100万円。

歳出合計では54億8,800万円と定めています。

次に、「第2表 債務負担行為」です。

地域福祉センター指定管理事業で、平成29年度から平成32年度までの期間で限度額を1,200万円、上富田町体育施設指定管理事業で、平成29年度から30年度までの期間で限度額を6,000万円と定めています。

次のページをお願いいたします。

「第3表 地方債」です。

起債の目的としまして、統合保育所建設事業で限度額を1億2,210万円、災害援護資金で限度額を350万円、紀南環境広域最終処分場建設事業で限度額を2,030万円、地方道路等整備事業で限度額を2,160万円、道路橋梁等整備事業で限度額を1,210万円、消防設備整備事業で限度額を190万円、臨時財政対策債で限度額を2億円。

起債合計では3億8,150万円と見込んでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から最終153ページまではお目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第36号から第38号までをご説明申いたします。

議案第36号、平成28年度上富田町特別会計国民健康保険事業予算。

平成28年度上富田町の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億8,472万4,000円と定める。

2項、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款国民健康保険税では5億645万1,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では1万円。

3款国庫支出金では4億8,267万7,000円。

4款療養給付費交付金では5,180万6,000円。

5款前期高齢者交付金では2億9,000万円。

6款県支出金では1億1,879万3,000円。

7款共同事業交付金では5億7,735万5,000円。

8款財産収入では4万8,000円。

9款繰入金では2億5,750万9,000円。

10款繰越金では1万円。

11款諸収入では6万5,000円。

3ページをお願いします。

歳入合計といたしまして、22億8,472万4,000円と定めています。

5ページ、6ページをお願いします。

歳出です。

1款総務費では4,197万円と定めています。

2款保険給付費では12億949万8,000円。

3款後期高齢者支援金等では2億5,402万5,000円。

4款前期高齢者納付金等では33万円。

5款老人保健拠出金では12万円。

6款介護納付金では1億3,000万円。

7款共同事業拠出金では6億1,235万6,000円。

8款保健事業費では3,077万7,000円。

9款基金積立金では4万8,000円。

10款公債費では150万円。

5ページをお願いします。

11款諸支出金では310万円。

12款予備費では100万円。

歳出合計といたしまして、22億8,472万4,000円と定めています。

7ページをお願いします。

7ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から41ページまでにつきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第37号についてご説明いたします。

議案第37号、平成28年度上富田町特別会計後期高齢者医療予算。

平成28年度上富田町の特別会計後期高齢者医療の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,480万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1款保険料では9,732万6,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では1万円。

3款繰入金では1億7,593万2,000円。

4款繰越金では1万円。

5款諸収入では152万7,000円。

歳入合計といたしまして、2億7,480万5,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では 1, 0 6 4 万 4, 0 0 0 円と定めています。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金では 2 億 6, 2 4 4 万 8, 0 0 0 円。

3 款保健事業費では 1 5 1 万 5, 0 0 0 円。

4 款公債費では 1 8 万 8, 0 0 0 円。

5 款諸支出金では 1 万円。

歳出合計といたしまして、2 億 7, 4 8 0 万 5, 0 0 0 円と定めています。

5 ページをお願いします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から 1 8 ページまでにつきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、議案第 3 8 号についてご説明いたします。

議案第 3 8 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計介護保険予算。

平成 2 8 年度上富田町の特別会計介護保険の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4 億 1, 1 7 9 万 4, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 2 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 8 年 3 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算」。

歳入です。

1 款保険料では2億7,515万8,000円と定めています。
2 款使用料及び手数料では1,000円。
3 款国庫支出金では3億4,451万3,000円。
4 款支払基金交付金では3億7,536万2,000円。
5 款県支出金では1億9,118万円。
6 款財産収入では1,000円。
7 款繰入金では2億1,713万円。
8 款繰越金では1万円。
9 款諸収入で843万9,000円。
歳入合計といたしまして、14億1,179万4,000円と定めています。
3 ページをお願いします。
歳出です。

1 款総務費では3,530万6,000円と定めています。
2 款保険給付費では13億1,907万円。
3 款公債費では490万円。
4 款地域支援事業費では5,251万8,000円。
歳出合計といたしまして、14億1,179万4,000円と定めています。
5 ページをお願いします。

5 ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から36ページまでにつきましては、恐れ入りますがお目通しのほどよろしく願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（奥田 誠）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時19分

○議長（奥田 誠）

再開します。

引き続き提案理由の説明を求めます。

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願ひいたします。

今回、住民生活課につきましては、条例と予算の差しかえをお願いしているところ
でございますけれども、今回も平成28年度の診療所の当初予算におきまして14ページ、
給与明細書について添付してございませんので、急遽追加させていただきました。大変
申しわけございませんでした。よろしくお願ひいたします。

議案第39号についてご説明いたします。

議案第39号、平成28年度上富田町特別会計診療所事業予算。

平成28年度上富田町の特別会計診療所事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,242万2,000円と定め
る。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予
算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額
は、2,000万円と定める。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入です。

1款診療収入では2,596万4,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では9万7,000円。

3款繰入金では1,635万7,000円。

4款諸収入では4,000円。

歳入合計といたしまして、4,242万2,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では3,175万2,000円と定めています。

2款医業費では1,044万5,000円。

3款公債費では22万5,000円。

歳出合計といたしまして、4,242万2,000円と定めています。

3ページをお願いします。

3ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括から、今お配りさせていただきました
14ページまでにつきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願ひ
いたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

産業建設課長、植本君。

○産業建設課長（植本敏雄）

議案第40号についてご説明申し上げます。

議案第40号、平成28年度上富田町特別会計宅地造成事業予算。

平成28年度上富田町の特別会計宅地造成事業の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,210万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入です。

1款財産収入3万8,000円、2款繰入金3,000万円、3款諸収入6,206万7,000円。

歳入合計では、9,210万5,000円と定めてございます。

歳出では、1款宅地造成費9,135万5,000円、2款公債費75万円。

歳出合計では、9,210万5,000円と定めてございます。

5ページの事項別明細書、総括から16ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、撫養君。

○総務政策課企画員（撫養充洋）

議案第41号、第42号についてご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第41号、平成28年度上富田町特別会計宅地取得資金貸付事業予算。

平成28年度上富田町の特別会計宅地取得資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ102万6,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページ、お願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入102万6,000円。

歳入合計102万6,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1款公債費102万6,000円。

歳出合計といたしましては、102万6,000円と定めてございます。

次の3ページ歳入歳出予算事項別明細書から最終8ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、平成28年度上富田町特別会計住宅新築資金貸付事業予算。

平成28年度上富田町の特別会計住宅新築資金貸付事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ354万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページ、お願いします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入でございます。

1款諸収入、1項貸付金元利収入354万3,000円。

歳入合計354万3,000円と定めてございます。

歳出でございます。

1 款公債費 3 5 4 万 3, 0 0 0 円。

歳出合計といたしましては、3 5 4 万 3, 0 0 0 円と定めてございます。

次の 3 ページ歳入歳出予算事項別明細書から最終 8 ページまでは、恐れ入りますがお目通しく下さい。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

教育委員会生涯学習課長、藪内君。

○教育委員会生涯学習課長（藪内博文）

私のほうからは、議案第 4 3 号についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案第 4 3 号、平成 2 8 年度上富田町特別会計奨学事業予算。

平成 2 8 年度上富田町の特別会計奨学事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 3 3 万 3, 0 0 0 円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 2 8 年 3 月 7 日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第 1 表 歳入歳出予算」、歳入。

1 款財産収入、1 項財産運用収入 2, 0 0 0 円。

2 款繰越金、1 項繰越金 1, 0 0 0 円。

3 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料 1, 0 0 0 円、2 項町預金利子 1, 0 0 0 円、3 項貸付金元利収入 8 3 2 万 8, 0 0 0 円。

歳入合計といたしまして、8 3 3 万 3, 0 0 0 円と定めております。

歳出です。

歳出では、1 款総務費で 8 3 3 万 3, 0 0 0 円。

歳出合計といたしましては、8 3 3 万 3, 0 0 0 円と定めております。

次のページをお願いします。なお、歳入歳出予算事項別明細書総括から最終 9 ページまでは、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

上下水道課長、植本君。

○上下水道課長（植本 亮）

私のほうからは、議案第 4 4 号から第 4 6 号についてご説明申し上げます。

議案第44号、平成28年度上富田町特別会計農業集落排水事業予算。

平成28年度上富田町の特別会計農業集落排水事業の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,926万7,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入です。

1款分担金及び負担金103万7,000円。

2款使用料及び手数料5,945万3,000円。

3款財産収入1,000円。

4款繰入金1億2,876万9,000円。

5款諸収入7,000円。

歳入合計といたしましては、1億8,926万7,000円。

歳出です。

1款農業集落排水事業費7,149万4,000円。

2款公債費1億1,777万3,000円。

歳出合計といたしましては、1億8,926万7,000円と定めております。

歳入歳出予算事項別明細書3ページから17ページにつきましては、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第45号、平成28年度上富田町特別会計公共下水道事業予算。

平成28年度上富田町の特別会計公共下水道事業の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,079万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入です。

1款分担金及び負担金1,422万9,000円。

2款使用料及び手数料4,236万3,000円。

3款国庫支出金5,000万円。

4款県支出金261万7,000円。

5款財産収入21万9,000円。

6款繰入金1億2,766万円。

7款繰越金20万円。

8款諸収入2,000円。

9款町債7,350万円。

歳入合計といたしましては、3億1,079万円と定めております。

続きまして、歳出です。

1款公共下水道事業費1億9,067万2,000円。

2款公債費1億2,011万8,000円。

歳出合計といたしましては、3億1,079万円と定めております。

次のページをお願いいたします。

「第2表 地方債」。

起債の目的といたしまして、1、公共下水道事業、限度額7,350万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書5ページから21ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第46号、平成28年度上富田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成28年度上富田町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数6,500戸。2、総配水量708万1,000立方メートル。3、1日平均配水量1万9,400立方メートル。4、配水設備改良事業費2億9,112万円。

次のページをお願いいたします。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入です。

第1款水道事業収益5億3,496万8,000円、第1項営業収益4億8,364万5,000円、第2項営業外収益5,132万3,000円。

支出です。

第1款水道事業費用4億6,578万7,000円、第1項営業費用3億9,144万円、第2項営業外費用7,208万7,000円、第3項特別損失226万円。

続きまして、資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,969万7,000円は、損益勘定留保資金2億1,843万9,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,125万8,000円で補填するものとする。

収入です。

第2款資本的収入2億2,838万6,000円、第1項工事負担金840万6,000円、第2項他会計負担金30万円、第3項企業債1億9,000万円、第4項固定資産売却代金2,968万円。

支出です。

第2款資本的支出4億6,808万3,000円、第1項建設改良費2億9,162万円、第2項企業債償還金1億7,646万3,000円。

次のページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的。第1浄水場受変電設備更新工事費、限度額1億9,000万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お目通しのほどをよろしくお願いいたします。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は5億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との相互の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次の掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費4,428万1,000円。

たな卸資産の購入限度額。

第9条、たな卸資産の購入限度額は1,500万円と定める。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

予算に関する説明書です。

予算に関する説明書6ページから34ページにつきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、川口君。

○総務政策課企画員（川口孝志）

よろしくお願いいたします。

私からは、議案第47号をご説明させていただきます。

議案第47号、平成28年度上富田町特別会計朝来財産区予算。

平成28年度上富田町の特別会計朝来財産区の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ684万3,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月7日提出、朝来財産区管理者上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入でございます。

1款財産収入431万7,000円と定めております。

2款寄附金52万5,000円。

3款繰越金200万円。

4款諸収入1,000円。

歳入合計では、684万3,000円と定めております。

歳出でございます。

1款委員会費158万6,000円。

2款総務費で525万7,000円。

歳出合計では、684万3,000円と定めております。

次のページ、3ページ、歳入歳出予算事項別明細書総括から最終10ページまでは、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

総務政策課企画員、森岡君。

○総務政策課企画員（森岡真輝）

よろしく申し上げます。

私からは、議案第48号をご説明させていただきます。

議案第48号、平成28年度西牟婁郡公平委員会予算。

平成28年度西牟婁郡公平委員会の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133万8,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月7日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いします。

「第1表 歳入歳出予算」、歳入でございます。

1款賦課金131万7,000円。

2款繰越金2万円。

3款諸収入1,000円。

歳入合計では、133万8,000円と定めています。

歳出でございます。

1款委員会費81万2,000円。

2款総務費50万6,000円。

3款予備費2万円。

歳出合計では、133万8,000円と定めてございます。

3ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1款総括から10ページまでは、お目通しをお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奥田 誠）

以上をもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております日程第34 議案第35号、平成28年度上富田町一般会計予算の件から、日程第47 議案第48号、平成28年度西牟婁郡公平委員会予算の件までの14件については、委員会条例第5条の規定に基づき、11人をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号から議案第48号については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定に基づき、議長を除く全議員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

暫時休憩をしますから、委員会を開催していただき正副委員長の互選をお願いします。

第1委員会室への移動を願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 3時06分

○議長（奥田 誠）

再開します。

予算審査特別委員会委員長、副委員長の互選をしていただきましたので報告いたします。

委員長に、11番、木本眞次君、副委員長に、10番、榎本敏君が就任されました。

委員長を初め委員の皆様、大変ご苦労さまですが、よろしくお願いたします。

△延 会

○議長（奥田 誠）

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥田 誠）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

次回は、3月11日午前9時30分となっていますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後3時07分